

# 保存版

平成23年5月11日

保護者の皆様

大津市立堅田小学校  
校長 伊藤 美佐子

## 台風などの非常変災時における児童の安全確保について

新緑の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風などの非常変災時における安全確保の措置基準についてお知らせします。下記の基準により児童の安全確保に努めますのでよろしくお願い致します。

### 記

#### 1. 滋賀県や滋賀県南部に「暴風警報を含む警報」（暴風警報や暴風大雨警報など・・・以下は暴風警報と略します。）が発令された場合

- (1) 午前7時の時点で「暴風警報」が発令されているときは、臨時休校となります。テレビやラジオの情報に注意してください。
- (2) 児童の登校後に暴風警報が発令されたときは、通学路の安全を十分に確認し、ただちに下校させます。発令された時刻によっては、給食を食べずに帰宅することもありますので、ご留意ください。
- (3) その他  
まだ「暴風警報」が発令されていない段階でも危険が予想されるときは、別に校長の判断で自宅待機などの連絡をすることがあります。

#### 2. 「暴風警報」が解除されたとき

- (1) 登校前（午前7時まで）に暴風警報が解除されたときは、安全を十分確認した上で登校させてください。
- (2) 登校前（午前7時まで）に暴風警報が解除されたときでも、地域により登校時の危険が予想される場合は、校長が自宅待機や始業時間の繰下げを連絡することがあります。

#### 3. その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が出ても、いっせいに自動的に臨時休校になることはありません。ただし、地域により危険が予想されるときは、連絡します。

#### 4. ご注意

警報及び注意報の区域などの変更は下記の通りです。

滋賀県	滋賀県北部	近江西部	大津北部（旧志賀町、伊香立、葛川）高島市
	<b>滋賀県南部</b>	<b>近江南部</b>	<b>大津市南部</b>

※堅田は、滋賀県南部（近江南部、大津市南部）になります。

テレビやラジオのニュース等で、該当するかどうかお確かめください。